

■ 4月から国民年金保険料が変更になります 問国保年金課年金係⑤6753

平成23年度の国民年金保険料は、月額15,020円になります（22年度より80円減）。
保険料を納付する場合、お徳な割引制度がありますのでご利用ください。

【割引制度の納付期限と申込期限】

納付方法		納付期限	申込期限	割引額
1年前納（1年分をまとめて納付） （4月分～翌年3月分）	口座振替	4月末日	※2月末日	3,780円
	納付書（現金）			3,200円
6カ月前納 （6カ月分をまとめて納付）	4月分～9月分	4月末日	※2月末日	1,020円
				納付書（現金）
	10月分～翌年3月分	10月末日	8月末日	1,020円
				納付書（現金）
毎月納付（早割）	当月分の保険料を当月末に口座振替 （通常の振替日は翌月末日）		随時	50円

※平成23年度の口座振替による1年前納および6カ月前納（4月分～9月分）の新規申し込みは、2月末日で終了しました。

- 1年前納および6カ月前納以外にも、希望する月から翌年3月分までの納付書で前納できます。
- 口座振替の申し込みには、通帳と届け出印が必要です。

■ 平成23年度学生納付特例申請を受け付けています 問国保年金課年金係⑤6753

「学生納付特例」制度は、本人の所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生のかたが、在学中の保険料を後払いできる制度です。申請は毎年必要です。



申請手続き

- 2月下旬までに学生納付特例の承認を受けたかたで、4月以降も引続き在学予定のかたには、3月下旬から4月初旬までに日本年金機構から学生納付特例申請はがきが送付されますので、必要事項を記入の上、郵送で申請してください。
- 初めて学生納付特例を申請するかた、または在学する学校が変更になったかたは、次により申請してください。

持ち物 年金手帳、印鑑、在学証明書または学生証の写し
※代理人が申請する場合は、上記のほか次に必要です。

- ① 同じ住所のかたは自動車運転免許証や健康保険被保険者証など代理人の身分を証明するもの
- ② 住所の異なるかたは委任状

申請場所 国保年金課年金係または十和田湖支所

申請期限は平成24年4月末日までです。
なお、平成22年度の申請をしていないかたは、4月末日までに申請してください。

申請は
早めにし
ましょう



■ 国民健康保険の届け出をお忘れなく 問国保年金課国保給付係☎⑤6750

次の場合は、必ず14日以内に届け出しましょう。

こんなとき	持参するもの	
喪失手続き	就職や転職で職場の健康保険に加入したとき （職場の健康保険の被扶養者になったとき）	①国民健康保険被保険者証 ②資格取得証明書または職場の健康保険被保険者証 （保険加入の月日が分かるもの）
	他市町村に転出するとき	国民健康保険被保険者証
	学生用の国民健康保険被保険者証をお持ちのかたが卒業、または就職により職場の健康保険に加入したとき	①国民健康保険被保険者証 ②卒業証書の写しまたは卒業証明書 ③資格取得証明書または職場の健康保険被保険者証 （保険加入の月日が分かるもの）
加入手続き	転職や退職により職場の健康保険をやめたとき （職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき）	①資格喪失証明書 ②妊婦のかたは母子健康手帳もお持ちください
	定年退職を迎えたとき（65歳未満のかた）	①資格喪失証明書 ②年金証書（年金受給権のあるかた）
	他市町村から転入してきたとき	他市町村の転出証明書
	国保の資格のあるかたで、修学のため他の市町村に転出するとき	①印鑑 ②国民健康保険被保険者証 ③学校で発行する在学証明書 （4月以降発行の在学証明書）
その他	転居したとき 世帯主や氏名が変わったとき 世帯を分けたり一緒にしたとき	国民健康保険被保険者証